



シールトシ氏贈寄ノ内
千八百七十八年、千八百七十九年、千八百八十年
三年間豫算表

大
省

1602



114
A1619

「一ボル」氏贈寄ノ内

(第二)千八百七十八年千八百七十九年千八百八十年三年間
豫算表

大公國サツキセン、ワイマル、アイゼナツハ千八百七十八年千八百七十九年千八百八十年三年間ノ歳入歳出豫算表
但千八百七十七年四月十九日議院ノ決議ヲ經同年五月十九日
太政官ノ允許ヲ得タル者

主管官廳	歳入之部	各種計 各款總計	計算記號
大藏省	○甲官有物收入		第壹號
	(第一款)官有地收入金		
	(第一)地代收入金		
	(イ)公室所有地々代	五五四七〇〇	
	(ロ)其他ノ地代及直轄地ノ 收入并貸下地代	三〇,〇〇〇	
	内 國賦本局所轄地 地方分局所管地		
	(ハ)年賦收入地代	九,二〇〇	
	第一通計 五九三,九〇〇		
	(第二)池沼	七三五〇	
	(第三)森林	一三六八,三七五	
(第四)銃獵	一〇,一〇〇		
		一,九七九,七二五	
大藏省	(第二款)地租		第壹號
	(第一)年貢及其他收入		
	(イ)年貢金納	一,二〇〇	
	内 國賦本局所轄地 地方分局所轄地		
	(ロ)年貢穀納	九二,五七五	
	(ハ)其他收入	五七五	
	(ニ)物品拂下代價	九七五	
第一通計 三六,七五			

大正
十一年
五月
十九日

主管官廳	歳入之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大藏省	(第二) 貸地料	一六,〇〇〇	一九六七五	第壹號
	(第三款) 官金利子			
大 藏 省	(第一) 貸付金利子	一三一,六五〇	第 壹 號	
	(第二) 各種利益			
	(イ) 國家入金シタルナエリゲン 瀛車利金	二八三,七二五		
	内 國財本局ノ分 地方分局ノ分			
	(ロ) 公家入金シタルワイマル府 銀行利益	一〇,二五〇		
	(ハ) 國家入金シタルワエラ瀛 車利益	一〇,〇〇〇		
	第二通計 三〇三九七五			
	(第三) 其他貸付金利子	五六,二二五		
	内 國財本局ノ分 地方分局ノ分			
	(第四) 出納局現存金銀殊銀 行預ケ金利子	一六〇,五〇〇		
大 藏 省	内 (イ) 國家現存金額利子		六五二,三五〇	第 壹 號
	(ロ) 其他金銀ノ利子			
	(第四款) 本局所轄工業利益			
	○乙 國家ノ主權ニ由テ取立ヘキ 金額			第 壹 號
	第五款 國家特權上ノ入金			第 貳 號

主管官廳	歲入之部	各種計 各年計	各款總計	計算 記號
大藏省	(第一) 鑛山	二〇〇〇	三〇,三五〇	第
大藏省	(第二) 免許料	一七,一〇〇		
內務省	(第二) 富講	一一,二五〇		
全	(第六款) 手數料及罰金			
	(第一) 手數料			
內務及 外務省	(イ) 內務省及外務省	一〇〇〇		
宮內省 及 文部省 及 司法省	(ロ) 宮內省文部省及司法省	一〇〇〇		
大藏省	(ハ) 大藏省	三〇〇		
內務省	(ニ) 地理局	三七五		
全	(ホ) 地方廳	三五,三〇〇		貳
司法省	(ヘ) 地方裁判所	六九,〇〇〇		
全	(ト) 司法省及都府裁判所	六〇九,〇〇〇		
全	第一通計 七一六,一七五			
	(第二) 罰金			
內務及 外務省	(イ) 外務省及內務省	一〇〇		
宮內省 及 文部省 及 司法省	(ロ) 宮內省文部省及司法省	二〇		
大藏省	(ハ) 大藏省	三〇		
內務省	(ニ) 地理局	二五〇		
全	(ホ) 地方廳	三五,五二五		第
司法省	(ヘ) 地方裁判所	四〇〇〇		
全	(ト) 司法省及都府裁判所	一〇,〇〇〇		
大藏省	(チ) 其他ノ罰金及沒收金			
	內 租稅取立方布違懈怠金	三〇〇		
全	其他ノ罰金	七〇〇		

主管官廳	歲入之部	各種計 年計	各款總計	計簿 記號
大藏省	沒收金	一五〇		第
	第二通計 一八,七七五			
司法省	(第三) 國財本局收入金	一〇〇	七三五〇五〇	第
大藏省	○丙租稅歲入		五二一,四〇〇	
	(第七款) 舊地租			
	(第八款) 間稅(公共)			
	(第一) 輸入稅	七九九五〇		
	(第二) 砂糖稅	四一三,三四〇		
	(第三) 塩稅	一三〇,八二〇		
	(第四) 煙草稅	一三四〇		
	(第五) 燒酎及輸出稅	一〇五,〇〇〇		
	(第六) 麥酒稅麥芽稅并右兩 品輸出稅	二四一,一八〇		
	(第九款) 間稅(私)		九七一,六三〇	
	(第一) 家畜類諸稅	一二〇〇		
	(第二) 為替印紙稅	三〇〇		
	(第三) 歌尔多印紙稅	九三〇〇		
	(第四) 家狗稅	三六,六〇〇		
	(第五) 興業稅	二〇,〇〇〇		
(第十款) 產業稅		六七,四〇〇		
(第一) 第一地方金高百分/三	四〇四,一〇〇			
(第二) 第二地方金高百分/三				
(イ) 地價百分/三	四六一,四〇〇			
(ロ) 金高百分/三	八五一,一〇〇			

水

主管官廳	歲入之部	各種計 年計	各款總計	計簿 記號
大 藏 省	(第三) 大公國瀛車純益ノ稅			第 三 號
	(イ) 千エリゲン府瀛車	六九、九二五		
	(ロ) サトシ瀛車	八二五		
	○ 歲入概算		一七八七、五五〇	
	(第十一款) 確定歲入		三七五	
	内 國財本局			
	地方分局			
	(第十二款) 不定歲入		一五〇〇	
	内 國財本局			
	地方分局			
	歲入總計 六六六六、八〇五			
	(イ) 輸入稅			
	(ロ) 輸出稅			
	(ハ) 鹽稅			
	(ニ) 煙草稅			
	(ホ) 酒稅			
(ヘ) 香酒稅				
(コ) 第一號計				
(カ) 第二號計				
(キ) 第三號計				
(ク) 國債償還本利子				
(ケ) (第一號) 國債償還本利子				
(コ) (第二號) 國債償還本利子				

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計簿 記號
官内及文 部省	○(1) 國憲上最緊要ナル歲出			
	(第一款) 公家		九〇〇,〇〇〇	第六号
	(第二款) 國會費用			
	(第) 給料	三六〇〇		第七号
	四 議長一人 二六〇〇			
	幹事一人 一〇〇〇			
	(第二) 代議員旅費并宿料	一六四七五		同
	(第三) 國會事務入費	八五〇〇		同
	(第三款) 獨逸帝國ニ納ム ベキ金高		二八五七五	
	(第) 獨逸帝國ニ納ムベキ			
大	公共雜稅	七九九五〇		第七号
	(1) 輸入稅			
	(口) 砂糖稅	三九六八一〇		同
	(ハ) 塩稅	一二七六六〇		同
	(ニ) 煙草稅	一一四〇		同
	(ホ) 燒酎稅及燒酎輸出稅	九三一八〇		同
	(ヘ) 麥酒稅及麥酒輸出稅	一九三二六〇		同
	第一通計 八九一〇〇〇			
	(第二) 獨逸帝國納付金	四九一七〇〇		第七号
	(第三) 獨逸帝國々事費	五〇〇〇		同
省	○(口) 國債償還并其利子		一,三八七,七〇〇	
	(第四款) 臨時國債利子	四五〇		第九号
	(第) 臨時起業費利子			

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大 藏 省	(第二) 臨時費利子			
	(第五款) 國債局準備金		四五〇	第九号
	(第六款) 國債豫算上償還 利子		五三〇〇	第九号
	(第一) 利子	二九一,四五六		同
	(一) 國財本局			
	(口) 地方分局			
	(第二) 償還金額	一三八,五四八		同
	(八) 官有地歲出并諸入費		四三〇,〇〇〇	
	(第七款) 官有地諸入費并區 入費			
	(第一) 消防請合金	八一七五		第十号
	(一) 本局所管家屋			
	(口) 分局所管家屋			
	(第二) 區入費地	八四五〇		同
	(一) 本局所管地			
	(口) 分局所管地			
(第三) 其他諸入費	二五〇〇		同	
(一) 本局所轄地				
(口) 分局所轄地				
(第八款) 管繕費		一九,一二五		
內務及外務省	(第一) 外務省內務省	一九,〇〇〇		同
大藏省	(第二) 大藏省	一四六,〇〇〇		同
宮内文部司法三省	(第三) 宮内文部司法三省			

主管官廳	歲出之部	各種計年計 各款總計	計算記號
大藏省及外務省	(イ) 官内文部兩省	三〇,〇〇〇	第十号
	(ロ) 司法省	一一,七〇〇	同
	(第四) 營繕事務費	八三〇〇	同
	(第九款) 道路堤防費		二一五,二〇〇
	(第一) 道路橋梁		
	(イ) 官有地大路	一八,〇〇〇	同
	(ロ) 官有地其他(道路)	三〇〇〇	同
	(第二) 水路及堤防	三五〇〇	同
	(第三) 沼澤疏通田野培養		
	(イ) 田野培養	九,〇〇〇	同
	本局所轄地		
	分局所轄地		
	(ロ) 沼澤疏通費	三〇〇〇	同
	(第四) 本款概費	一〇,八〇〇	同
	(イ) 本局所轄地		
	(ロ) 分局所轄地		
	(第十款) 條約ニ由リ定メタル費用		四七,三〇〇
	(イ) 本局所轄地		
	(ロ) 分局所轄地		
	(二) 官廳所轄工業臨時費		二六,八〇〇
(第十一款) 鑛山并其他(工業)			
(第一) 鑛山			

主管官廳	歲出之部	各種計年計	各款總計	計簿號
大藏省	(第二) 其他ノ工事			
	(+) 諸官廳費			第四号
内務省	(第十二款) 大臣給料		三三,000	第七号
	内 太政大臣 一三,000			
	左大臣 一〇,000			
同	右大臣 一〇,000			
内務及外務省	(第十三款) 外務内務兩省 并其所轄諸局			
	(第一) 本省			
	(1) 給料		四八,000	第四号
	内 長官一名	六,000		
	次官二名	五,000 五,000		
	書記官一名	二,七〇〇		
	衛生局長一名	二,二〇〇		
	該局官吏二名	各四〇〇		
	工部局長一名	二,三〇〇		
	屬官一名	二,〇〇〇		
	書記二名	二,六〇〇 三,〇〇〇		
	使人長	二,六〇〇		
	附屬書記二名	一,五〇〇 一,八〇〇		
	會計官二名	二,四〇〇 二,六〇〇		
	計算法一名	一,三五〇		
	上局給仕一名	一,五〇〇		
使人	一,二〇〇			

主管 官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
內 務 及 官 外 文 務 司 省 三 省	(口) 給料	三三〇		第四号
	(ハ) 事務入費	二二,二〇〇		同
	(ニ) 準備金	三三〇〇		同
	第一通計 七三,八三〇			
	(第二) 地理局			
	(イ) 給料	三一,五〇〇		同
	內 長官一名 五四〇〇			同
	吏員五名 自二七〇〇 至四〇〇〇			
	測量課長一名 三五〇〇			
	書記一名 二四〇〇			
	附屬書記一名 一四〇〇			
	(イ) 僕隸 一三〇〇			同
	(口) 臨時給料	一〇〇〇		同
	(ハ) 事務入費	六〇〇〇		同
	(ニ) 準備金	九〇〇		同
	第二通計 三九,四〇〇			
	(第三) 縣			
	(イ) 給料	七五,七六〇		同
	內 縣令五名 自四六〇〇 至五〇〇〇			
	縣吏五名 自二七〇〇 至三〇〇〇			
	會計吏五名 自一八〇〇 至二〇〇〇			
	寫字生七名 自一三〇〇 至一五〇〇			
	使人五名 一三〇〇			
	勸農課長五名 自二四〇〇 至三〇〇〇			

主管官廳	歲出之部	各種計 年計	各款總計	計簿 記號
內務及外務省	屬官一名	一四〇〇		
	(口) 臨時給料			
	(ハ) 事務入費	三四九五〇		第四号
	(ニ) 準備金	四〇〇〇		同
	第三通計	一一四七一〇		同
	(第四) 千エリンゲン鐵道局	四〇〇〇		同
省 宮内文部司法三省	(第五) 政表費	四五〇〇		同
	(第十四款) 官内省文部省 司法省及其所轄官廳諸 入費并給料		二三六四四〇	
	(第一) 本省			
	(イ) 給料	四四、二二五		同
	内次官四名	自四四〇〇 至五七〇〇		
	高等學校學制專務 課長一名	一、二〇〇		
	小學校學制專務 課長一名	二、三〇〇		
	書記二名	各三〇〇〇		
	上局附屬書記一名	二六〇〇		
	秘書官一名	二二〇〇		
	検査官一名	二六〇〇		
	附屬書記官二名	自一六〇〇 至一七〇〇		
	上局給仕一名	一五〇〇		
	使人二名	各一二〇〇		
	(口) 臨時給料		二二〇〇	同
(ハ) 事務入費				

主管官廳	歲出之部	各種計 各年計	各款總計	計策 記號
官內文部司法三省	內本省	-八三〇〇		第四号
	社寺局	二五〇〇		同
	(二) 本省準備金	-八〇〇		同
	(ホ) 諸裁判所準備金	二四〇〇〇		同
	第一通計 九三〇三五	八〇〇〇		同
	(第二) 大審院			同
	(イ) 給料	-六四〇四		同
	(ロ) 事務入費	-五一二		同
	第二通計 一七九一六			同
	(第三) 工等裁判所			同
(イ) 給料	三三六五〇		同	
(ロ) 臨時給料			同	
(ニ) 事務入費	一〇七八五		同	
第三通計 四四四三五			同	
(第四) 地方裁判所			同	
(イ) 給料	一一〇一七二		同	
內 長官三名	自四六〇〇 至五四〇〇			
次官一名	四二〇〇			
書記官九名	自三三〇〇 至四〇〇〇			
陪審官四名	各二四〇〇			
追捕官三名	自三三〇〇 至四〇〇〇			
書記三名	自二二〇〇 至二七〇〇			
政表官五名	自一七〇〇 至二〇〇〇			
使人長三名	自一七〇〇 至二〇〇〇			

主管官廳	歲出之部	各種計 各年	各款總計	計簿 記號
宮 內 文 部 司 法 三 省	附屬書記五名 自一三〇〇 至一五〇〇			
	給仕四名 自一二〇〇 至一三〇〇			
	使人七名 各一〇〇〇			
	(口) 給料準備	一〇,八〇〇		第五号
	(ハ) 臨時給料	八〇〇〇		同
	(ニ) 事務入費	四九,〇〇〇		同
	(ホ) 事務入費準備	四,三〇〇		同
	第四通計 一八二,二七二			
	(第五) 區裁判所			
	(イ) 給料	二八二,三一〇		同
	內 長官二十七名 自三三〇〇 至四〇〇〇			
	次官一名 二七〇〇			
	陪審官二十六名 自二三〇〇 至二七〇〇			
	書記官十五名 自一九〇〇 至二一〇〇			
	政表官二十名 自一五〇〇 至一七〇〇			
	手數料收入吏一名 一五〇〇			
	一等寫字生二十六名 自一四〇〇 至一五〇〇			
	二等寫字生九名 各一〇〇〇			
	小使二十八名 各一〇〇〇			
	(口) 臨時給料	五〇六〇		同
	(ハ) 事務入費	一八,六〇〇		同
	(ニ) 追捕官并簿記官增給豫備金	二,七〇〇		同
	(ホ) 屬官增給豫備金	二五,九四〇		同
	第五通計 四三四,七一〇			

主管官廳	歲出之部	各種計 年計	各款總計	計簿 記號
大 藏 省	(第六) 委任官增給豫備金	一五〇〇	七七三八六八	第五号
	(第十五款) 大藏省及其所轄官廳諸入費			
	(第一) 本省			
	(1) 給料	六三,六五〇	第七号	
	內 長官一名	六〇〇〇		
	次官六名	自四〇〇〇 至五四〇〇		
	工部局長一名	三三〇〇		
	書記官三名	自二二〇〇 至三〇〇〇		
	秘書官二名	自二二〇〇 至二六〇〇		
	政表官一名	二〇〇〇		
	副官一名	一七〇〇		
	附屬書記三名	自一五〇〇 至一八〇〇		
	上司給仕一名	一五〇〇		
	使人三名	各一二〇〇		
	(口) 臨時給料	一〇,三〇〇	同	
	(八) 事務入費	二八,〇〇〇	同	
	(二) 準備金			
	內 代言者	六〇〇〇	同	
	本省	一五〇〇	同	
	第一通計	一〇九,四五〇		
	(第二) 租稅檢查司			
	(1) 給料	一八,八〇〇	同	
	內 檢查官五名	自二六〇〇 至三〇〇〇		

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大	副官五名 自一九〇〇 至二三〇〇			
	第二通計 一八、八一〇			
	(口) 臨時給料			
	(ハ) 準備金			
	但本省準備金中含有			
	(第三) 出納本局及分局			
	(イ) 給料	一九六〇〇		第七号
	内 出納局長一名 四〇〇〇			
	簿記官二名 自二二〇〇 至二六〇〇			
	本局金銀扱方一名 三三〇〇			
藏	副官一名 一四〇〇			
	國債償還課長兼官祿并 安息祿支給課長一名 二七〇〇			
	屬官二名 各二二〇〇			
	(口) 臨時給料	二〇〇〇		同
	(ハ) 事務入費			
	但本省事務入費中含有			
	第三通計 二一六、〇〇〇			
	(第四) 檢査局			
	(イ) 給料	三一、〇〇〇		同
	内 局長一名 三〇〇〇			
省	檢査官十名 自二二〇〇 至二六〇〇			
	勘定方二名 各二〇〇〇			
	(口) 臨時給料			

主管 官廳	歲出之部	各種計 年計	各款總計	計簿 記號
大 藏 省	(八) 事務入費			
	但本省事務入費中=含有ス			
	第四通計 三一,〇〇〇			
	(第五) 會計局并地方租稅局			
	(第一) 會計局			
	(イ) 給料	九〇,八二九		第七号
	内 長官二十一名 自二二〇〇 至三二〇〇			
	副官一名 二〇〇〇			
	官林金收入方二名 自一一〇〇 至一九〇〇			
	附屬一名 六〇〇			
	收入物扱方一名 三〇〇			
	小使廿二名 自三〇〇 至四〇〇			
	副官十五名 各一六〇〇			
	屬官一名 八一〇			
	(ロ) 臨時給料	九五四		同
	(ハ) 事務入費	二五,二〇〇		同
	(ニ) 會計局屬官臨時増給豫 備金	一五〇〇		同
	(ホ) 該局臨時雇給料	六六〇〇		同
	第一通計 一二五,〇八三			
	(第二) 地方租稅局			
(イ) 都府租稅局官吏給料補 助金	三,二〇〇		同	
(ロ) 給料準備	五〇〇		同	

山ノ下

主管 官廳	歳出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大	(八) 事務入費		七〇〇	第七号
	第二通計 四七〇〇			
	第五通計 一二九、七八三			
	(第六) 官林事務局			
	(第一) 官林審査課			
	内 官林審査課長一名 六五〇〇			
	官林掛一名 二〇〇〇			
	官林審査官一名 二二〇〇			
	官林測量官一名 一九〇〇			
	審査官附屬一名 七〇〇			
蔵	(イ) 給料		一、五五〇	第八号
	(ロ) 臨時給料		三〇〇	同
	(ハ) 事務入費		四七〇〇	同
	第一通計 一七、五五〇			
	(第二) 官林監督課			
	(イ) 給料		二七、一七〇	同
	内 官林監事七名 自三〇〇〇 至四〇〇〇			
	附屬吏五名 各 三〇〇			
	(ロ) 臨時給料			
	(ハ) 事務入費		二一、七〇二	同
第二通計 四八、八七二				
省	(第三) 官林培養課			
	(イ) 給料		一六〇、〇二六	同
	内 一等官林掛十二名 各二五〇〇			

山ノ下

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大 藏 省	二等官林掛十二名 各二二〇〇			
	三等官林掛十七名 各一九〇〇			
	副官林掛七名 自一二〇〇 至一六〇〇			
	官林掛附屬廿七名 各三〇〇			
	官林監事百十九名 各四五〇			
	同 四名 各六〇〇			
	官林區持十一名 各九〇			
	官林小使一名 一三〇			
	(口) 臨時給料		二九三四	第八号
	(ハ) 事務入費		四三、六八一	同
	(ニ) 官吏增給豫備		一五〇〇	同
	(ホ) 臨時雇給料		四〇〇〇	同
	(一) 官林事務及培養上非常 費準備			
	第三通計 二一三、一四一			
	第六通計 二七八、五六三			
(第七) 銃獵事務				
事務入費		三九〇〇	同	
(第八) 工部局				
(イ) 給料		二八、七六〇	第七号	
内 工部局長二名 各八〇〇〇				
同 屬官一名 二〇〇〇				
工業目付三名 自二七〇〇 至三〇〇〇				
工業監事三名 自二〇〇〇 至二二〇〇				

1110

主管官廳	歲出之部	各種計 算手計	各款總計	計 算 號
大 藏 省	工業檢查員二名 各一四〇〇			
	工業監事附屬一名 四五〇			
	小使一名 一〇〇〇			
	(口) 臨時給料	九〇		第七号
	(ハ) 事務入費			
	但第十三款第九款及第十 五款(中)含有之			
	第八通計 二八八五〇			
	(第九) 鑛山局			
	(イ) 給料	二八〇〇		同
	内局長一名 二八〇〇			
	(口) 臨時給料			
	(ハ) 事務入費	一八〇		同
	第九通計 二九八〇			同
	(第十六款) 測量及地圖新 製費		六二四九三六	
	(第一) 測量費	四五〇〇		第十号
	(第二) 地圖新製并租稅 確定費	一三五〇〇		同
	外務 内務 司法 大藏 文部 省	(第十七款) 手数料取立并 監督費		一八〇〇〇
	(第一) 手数料收入費	三一、三〇〇		同
	(第二) 手数料監督并検査 費	三三二五		同

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計算 記號
大 藏 省	(第三) 其他收入費		三四六二五	第十一号 同
	(第十八款) 直稅收入并 監督費			
	(第一) 收入本官及屬官ノ租 稅取立入費	五五〇〇〇		同
	(第二) 地方收稅吏旅費	三五五〇〇		同
	(第三) 地方收稅吏租稅ノ悉 皆無難ニ納メシムル為メノ 請合金	五二二五		同
	(第四) 地方收稅吏ノ非常ノ 薄給ヲ以テ雇フ其薄給 ヲ補ハシムル為メノ準備金	一一〇〇		同
	(第五) 其外收入費	一六〇〇		同
	(第十九款) 間稅收入及監 督費		六六五七五	同
	甲 本局			
	(第一) チエリケン租稅并商業會 社總監局給料及事務 入費補助	一二六〇〇		同
	(第二) 總監局事務費并給料	三六五〇		同
	甲通計 一六、二五〇			
	乙 運上砂糖稅煙草稅醜 耐稅麥酒稅麥芽并輸出 稅ノ如キ公共間稅收入			

2111

主管 官廳	歲出之部	各種計 年計	各款總計	計算 記
大 藏 省	并監督費			
	(第一)租稅收入并監督課			
	事務費			
	(イ) 給料	六四七六〇		第十一号
	内收稅官六名	自一五〇〇 至二八〇〇		
	屬吏五名	自一四〇〇 至一九〇〇		
	租稅取扱方十四名	自三〇〇 至一四〇〇		
	租稅監督吏五名	自二一〇〇 至二七〇〇		
	租稅監事廿一名	自一一〇〇 至一四〇〇		
	(ロ) 臨時給料			
	ハ 監督課飼馬并運送費	一五二〇〇		同
	ニ 租稅ノ利害ヲ審査スル官吏ノ俸給	二一〇〇		同
	(ホ) 事務費	七八〇〇		同
	第一通計 九〇三六〇			
	(第二)砂糖稅收入及監督			
事務上特別費用				
(イ) 給料	七五〇〇		同	
内監事六名	自一一〇〇 至一四〇〇			
(ロ) 臨時給料				
ハ 臨時雇人ノ日給	一〇〇〇		同	
ニ 増給費	六〇〇		同	
(ホ) 監事増給并旅費豫備	三〇〇		同	
(ハ) 事務入費	二五		同	

1111

主管 官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計 算 記 號
大 藏 省	第二通計 九四二五			
	(第三) 塩稅收入及監督特 別ノ費用			
	(イ) 給料	三一五		第十一号
	丙 計算官一名 一九六〇			
	監事一名 一二五〇			
	(ロ) 臨時給料	三七八		同
	(ハ) 事務費	四〇〇		同
	第三通計 三九〇三			
	(第四) 麥芽收入及監督上 特別ノ費用			
	(イ) 給料	五三八		同
	(ロ) 事務費	五〇		同
	第四通計 五八八			
	B 乙通計 一〇四、二七六			
	丙 私人間稅收入及監督 費			
	(第一) 歌尔多印紙	二五		同
(第二) 家狗稅	八五〇		同	
(第三) 工業稅	五七五		同	
丙通計 一四五〇				
(第廿款) 收入金額ノ減少 及皆無			一一、九七六	
(第一) 地代	三〇〇〇		同	

112

主管官廳	歲出之部	各種計 各年計	各款總計	計簿 記號
大藏省	內 本局所轄地			第十一号 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
	分局所轄地	一一七五〇〇		
	(第二) 官林	五〇〇		
	(第三) 手数料及罰金	三〇,〇〇〇		
	(第四) 其外減額	五〇		
	(イ) 本局所轄地			
	(ロ) 分局所轄地			
	(第五) 定價ヲ以テ拂下タル葉實材木及其他物品ノ損害	五〇		
	(第六) 直稅ノ減少及皆無			
	(イ) 地租	二五〇		
	(ロ) 産業稅	二四,〇〇〇		
	(第七) 公共間稅減額	三〇〇		
	(第八) 私人間稅減額	八五〇		
	外務省	(第廿一款) 訴訟費		
內務省	(イ) 國財本局所轄地			
司法省	(ロ) 地方分局所轄地			
宮内省	(第廿二款) 安息錄并救助金			
文部省	(第一) 安息錄	四〇,九五〇		第十二号
大藏省 六省	(イ) 本局ノ分			
	(ロ) 分局ノ分			
	(第二) 武官救助金	一八七,三〇〇		同
	(イ) 本局ノ分			
	(ロ) 分局ノ分			

114

主管官廳	歲出之部	各種計 各年計	各款總計	計 簿 記
外務內務 司法文部 宮內大藏	(第三) 武官(寡婦并孤子救 助料	一二七五〇〇		第十二号
	六省 (一) 陸軍費用		三五五七五〇	
內 務 省	(第廿三款) 陸軍費			
	但歲出ノ部第貳款ニ詳ナリ			
	(第二) 糧食費			
	(一) 保安警保費			
	(第廿四款) 警保官吏		一〇〇九八〇	第四号
	內 大警視一名 四〇〇〇			
	少警視五名 自二三五〇 至二四五〇			
	騎馬憲兵六名 自一九八〇 至二〇三〇			
	憲兵五十二名 自一〇五〇 至一一三〇			
	司使憲兵八名 各七二〇			
	其他費用 一一一四〇			
	(第廿五款) 懲役所費用		七八二〇〇	同
	(一) 道路			
	(第廿六款) 大路ノ費用		一〇八三〇〇	同
	(第廿七款) 區民道善諸補 助金		一一〇〇〇	同
(一) 人民ノ公益ニ關スル費用				
(第廿八款) 健康工費用				
(第一) 病院				
內 二十病院		二〇、三七五		

1111

主管官廳	歳出之部	各種計 年計	各款總計	計 算 記 號
内 務 省	アイゼナカ病院	三八〇〇		第四号
	第一通計 二四一七五			
	(第二) 癲狂院	一七三七五		同
	(第三) 産婆教授所	一五四七五		同
	(第四) フリトリヒ病院	五九七〇		同
	(第五) 地方産醫	一〇		同
	(第六) 醫師			同
	(イ) 給料	一五八四六		同
	内 醫師廿六名 自四〇〇 至九〇〇			
	藥店検査官 一六〇			
	(ロ) 臨時給料			
	(ハ) 馬飼料	七八〇〇		同
	第六通計 二三六四六			
	(第七) 外科醫師			同
	(イ) 給料	二三七〇		同
	内外科醫十八名 自八〇 至二二〇			
	(ロ) 臨時給料	九〇		同
	第七通計 二四六〇			
	(第八) 獸醫			同
	(イ) 給料	四一〇二		同
内 獸醫五名 各八〇〇				
馬鞋製方教授料 一〇二				
(ロ) 臨時給料	六〇〇		同	
(ハ) 飼馬料	二五五〇		同	

主管官廳	歲出之部	各種計 算年計	各款總計	計 算 記 号
内務省	第八通計 七二五七			
	(第九) 種痘	一五〇〇〇		第四号
	(第十) 醫師寡婦并孤子救 助金	二一〇〇		同
	(第廿九款) 戶籍法確立ニ由 リ生シタル費用		一一三四六三	
	(第一) イエナ、アゼナハ、フランク ンハイ、病院赤貧患者救 育費	五五、一五〇		同
	(第二) 其他入費	四九〇〇	六〇、〇五〇	同
	(第卅款) 補助金			
	(第一) 國財本局所轄地方 并工業	一〇〇〇		第十三号
	(第二) 其他補助	九〇〇〇		同
	内務省	(第三十一款) 婦女會社設 立并工業學校費		一〇、〇〇〇
(第卅二款) 増安警保費			一〇〇〇	
(第一) 水利警保		三〇〇〇		同
(第二) 其他増安警保		二〇、一〇〇		同
(又) 教會學校博物院			二三、一〇〇	
(第卅三款) 教會及學校費				
大藏省	(第一) 官有地ニ課賦セラレ ル學校入費	六六、九七五		第十三号
	(第二) 文部省委託金	五、二、三六八		第六号
官内及 文部省				

小 人

主管官廳	歲出之部	各種計年計	各款總計	計簿記
官 內 及 文 部 大 省	(イ) 本局補助金			
	(ロ) 分局補助金			
	(第三) 貧生給費	一九五一	五八一、二九四	第六号
	(第廿四款) 學問及技術			
	(第一) 工ノ諸館入費	二二一〇六		同
	(イ) 事務費 三〇〇			
	(ロ) 植物園及植物館 一〇、四〇			
	(ハ) 動物館 一八〇〇			
	(ニ) 礦物館 一一八四			
	(ホ) 人體骨節縱覽所 二六四〇			
	(ヘ) 理學館 四七七			
	(ト) 古物館 三〇〇			
	(チ) 東洋貨幣館 五七〇			
	(リ) 天文臺 一六七一			
	(ス) 大學書籍館 七八九			
	(ル) 日耳曼古物館 一一二五			
	(ヲ) 各國衣服物品等縱覽所 七五			
	(ワ) 諸館入費 一五五四			
	(カ) 準備金 六〇〇			
	但諸館收入金額			
	一一一九			
(第二) アイゼナツハ、ワイル諸館		四七四二〇		同

主管官廳	歲出之部	各種計 各年計	各款總計	計 記 號	
宮 內 及 文 部 省	(一) 事務費 五四〇				
	(口) 印刷書籍館 一五一四〇				
	(ハ) 印刷博物館 一五七六五				
	(ニ) 畫學校 一一四一〇				
	(ホ) 布告類博覽所 八一九〇				
	內 官吏三名 自一六五〇 至二七〇〇				
	小使一名 三〇〇				
	(ハ) 準備金 九〇〇				
	但 諸館收入金 四五二五				
	(第廿五款) 仁大大學校			六九五二六 一五一八二五	第六号
(一) 本局補助金					
(口) 分局補助金					
大藏省 (第廿六款) 山林學校			三九〇〇	第十三号	
商務省 (第廿七款) 工業學校			七六〇〇	第四号	
(二) 歲出概算ノ部					
(第廿八款) 確定歲出			九〇〇	第十三号	
(一) 本局					
(口) 分局					
(第廿九款) 不定歲出			三〇〇	同	
(一) 本局					
(口) 分局					
(三) 準備金ノ部					
(第四十款) 豫算準備金					
遺拂			三〇,〇〇〇	第十三号	

12 11 0

主管 官廳	歲出之部	各種計 各年計	各款總計	計算 記號
大藏省	(イ) 本局			
	(ロ) 分局			
宮内省	歲出總高			
	六七三、七六八、七			

歲入歲出比較

歲入總高 六七六、六八〇、五

歲出總高 六七三、七六八、七

殘金總高 二九、一一八

但此殘金ハ鐵道築造費ニ

施用スヘシ

卷之三十一